

# 京都再エネコンシェルジュ認証制度に係る 研修、試験及び認証等業務仕様書

## 1 事業の目的

府民が住宅に再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入をする際に、身近なところで、相談ができる人材として「京都再エネコンシェルジュ」（以下「コンシェルジュ」という。）を認証するに当たり、必要な知識を学ぶ研修会及び理解度を確認する試験をオンライン型で実施するとともに、認証に係る業務を行う。

## 2 コンシェルジュ認証制度に係る研修、試験及び認証業務

コンシェルジュ認証制度について、以下の業務を実施する。

### (1) 認証研修資料（動画、テキスト等）作成

コンシェルジュの認証取得を希望する者を対象としたオンライン型研修会を実施するため、以下のとおり認証研修動画及びテキスト等を作成する。

なお、府が保有する既存の資料を基に修正等での対応も可とする。

#### ア 研修内容

研修内容は以下のとおりとする。

##### (ア) 再エネ基礎

- a コンシェルジュについて
- b 府の地球温暖化対策、エネルギー政策
- c 国の地球温暖化の現状と対策及びエネルギーミックスの現状
- d 家庭のエネルギー消費量、地域性、住宅の状況などを踏まえた府内の住宅に再エネを導入するために必要な基礎知識 など

##### (イ) 再エネ設備①

- a 住宅用太陽光発電及び住宅用蓄電池のメリット、デメリット
- b 住宅用太陽光発電の施工注意点、トラブル事例 など

##### (ウ) 再エネ設備②

- a 住宅用太陽熱利用設備、薪、ペレットストーブのメリット、デメリット
- b 住宅用太陽熱利用設備、薪、ペレットストーブの施工注意点、トラブル事例 など

##### (エ) 再エネ応用・普及

- a 国や府の補助制度（ZEH 含む）
- b 設備販売時の注意点
- c 景観規制等の状況
- d 防災、健康づくりの視点から見た再エネ導入 など

#### イ 研修動画等構成

以下の2パートで構成される動画等とする。

##### (ア) 学習パート

アの内容について、説明画面（PowerPoint を活用した説明画面等）及び音声により構成される視聴型の動画とする。

##### (イ) 履修状況確認パート

(ア)学習パートで履修した内容を確認するパート（小テスト等）とする。

#### ウ 研修動画等時間

イにより構成される15分～30分程度の動画等とし、計6時間分制作するものとする。

エ 研修講師

講師については、その内容について専門的な知識をもつ者を府と協議の上、選定する。

オ テキストの実費販売

作成したテキストについては、新規認証研修受講者あて実費で販売する。

販売にあたっては、対象者等必要な情報を府に提供し、府が振込用紙を作成及び対象者あて発送するが、振込が確認できた研修受講者へテキストを発送すること。（振込確認は府で実施し、その結果を府が提供する。）

なお、更新認証研修受講者あてには、無料で提供（発送）すること。

(2) 新規認証研修会

新たにコンシェルジュの認証取得を希望する者を対象としたオンライン型研修会を以下のとおり開催する。（申込受付等の業務も含む。）

ア 研修方式

(1)で作成した動画により、オンライン型研修会を実施する。

イ 研修範囲

(1)ア(ア)～(エ)の内容とする。

ウ 研修時間

研修時間は6時間程度とする。

エ 研修会の開催期間

研修会（研修動画視聴可能期間）は4週間以上の期間を設けるものとする。

オ 研修実施回数

研修実施回数は2回以上とする。

カ 研修会参加可能人数

各研修会あたり最大50人とする。

キ 研修内容に係る質問対応

研修内容に係る質問は、メール等で受け付けることとし、質問に対する回答はWeb上に掲示することとする。

ク アンケート

研修会に係るアンケート調査票を作成し、回収・集計・分析を行うこと。

なお、アンケート内容については、府と協議の上、作成すること。

ケ 広報

認証者数を増加させるために、関係団体や関係事業者に向けて、研修会の広報を行うこと。

コ その他

申込者の業種について以下の分類で整理すること。

- ・太陽光発電設備販売・施工
- ・太陽熱利用設備販売・施工
- ・木質バイオマス設備販売・施工
- ・建築関係（住宅販売・設計等）
- ・個人

（上記に当てはまらない場合は、どのような業種か把握すること。）

### (3) 新規認証試験

「(2)新規認証研修会」の受講修了者を対象としたオンライン型の認証試験を以下のとおり行う。（申込受付等の業務も含む。）

#### ア 試験内容

「(2)新規認証研修会」の内容を踏まえた30問以上の選択方式の問題を作問し、無作為に抽出した20問以上により試験を行う。

なお、試験の難易度は、過去に実施した試験と同程度のものとする。

#### イ 試験時間

試験時間は30分程度とする

#### ウ 認証試験回数

認証試験回数は、合計で2回以上とする。

#### エ 合否の連絡

認証試験合格者に対しては認証試験合格、不合格者に対しては認証試験不合格を通知する。

#### オ 不合格者への対応

認証試験不合格者に対しては、必要に応じて認証研修の再受講等の案内を行い、再試験を行う。

#### カ その他

申込者の業種について以下の分類で整理すること。

- ・太陽光発電設備販売・施工
- ・太陽熱利用設備販売・施工
- ・木質バイオマス設備販売・施工
- ・建築関係（住宅販売・設計等）
- ・個人

（上記に当てはまらない場合は、どのような業種か把握すること。）

### (4) 更新認証研修会

コンシェルジュの認証更新を希望する者を対象としたオンライン型研修会を以下のとおり開催する。（申込受付等の業務も含む。）

#### ア 研修方式

(1)で制作した動画により、オンライン型研修会を実施する。

#### イ 研修範囲

(1)ア(ア)及び(エ)の内容とする。

- ウ 研修時間  
研修時間は2時間程度とする。
- エ 研修会の開催期間  
研修会（研修動画視聴可能期間）は4週間以上の期間を設けるものとする。
- オ 研修実施回数  
研修実施回数は2回以上とする。
- カ 研修会参加人数  
各研修会あたり最大50人とする。
- キ アンケート  
研修会に係るアンケート調査票を作成し、回収・集計・分析を行うこと。  
なお、アンケート内容については、府と協議の上、作成すること。
- ク 広報  
認証取得者に向けて、研修会の広報を行う。
- ケ その他  
申込者の業種について以下の分類で整理すること。
  - ・太陽光発電設備販売・施工
  - ・太陽熱利用設備販売・施工
  - ・木質バイオマス設備販売・施工
  - ・建築関係（住宅販売・設計等）
  - ・個人（上記に当てはまらない場合は、どのような業種か把握すること。）

(5) 認証手続等

- ア 認証申請の受理  
認証試験合格者からの府あての認証申請を受理し、必要書類等の確認を行う。  
（認証の審査は府が実施）。  
なお、申請に係る書類の原本は、その都度府に送付すること。
- イ 認証書の作成・発送  
府の認証審査済みの者の認証書のデータを作成し、府に提出すること。  
提出されたデータを基に府が認証書を印刷及び公印を押印し、認証通知を発行する。  
府から提供された認証書をラミネート加工し、認証通知と併せて認証者へ発送すること。  
なお、発送した記録（発送日等）を府に報告すること。

(6) 活動実績報告書

- ア 活動実績報告書の受理  
認証者から府あての活動実績報告書を受理し、必要書類等の確認を行う。

なお、報告に係る書類の原本は、その都度府に送付すること。

イ 有効期間の延長手続

活動実績報告書の提出があり、有効期間の延長の要件を満たす認証者に対して、有効期間を延長した認証書のデータを作成し、府に提出すること。（延長の審査は府が実施）

提出されたデータを基に府が認証書を印刷及び公印を押印し、延長通知のデータを作成する。

府から提供された認証書をラミネート加工し、延長通知と併せて認証者へ発送すること。（延長通知は公印の押印が無いので、データを印刷すること。）

なお、発送した記録（発送日等）を府に報告すること。

ウ アンケート

認証者の活動内容や認証制度に係るアンケート調査票を作成し、回収・集計・分析を行うこと。

なお、アンケート内容については、府と協議の上、作成すること。

(7) 認証内容変更

ア 認証変更届出書等の受理

認証者から府あての認証変更届出書等を受理し、必要書類等の確認を行う。

なお、届出に係る書類の原本は、その都度府に送付すること。

イ 認証変更等のデータの作成

認証変更等の内容に応じて必要な場合は、認証書のデータを作成する。（審査及び認証書の発行、発送は府が実施する。）

(8) スキルアップ研修会

コンシェルジュ認証取得者等を対象としたスキルアップのオンライン型研修会を以下のとおり開催する。

ア 研修内容

研修内容は、府と協議の上、決定するものとする。

太陽光発電設備の第3者所有モデル及びZEHについては、必須研修項目とする。

なお、研修に必要な資料等の作成も行うこと。

イ 研修方式

Zoom等を活用したWebセミナー方式

ウ 研修実施回数

研修実施回数は、合計で4回以上とする。

エ 研修講師

研修講師は、その研修内容について専門的な知識をもつ者とし、府と協議の上、選定する

オ アンケート

研修会に係るアンケート調査票を作成し、回収・集計・分析を行うこと。  
なお、アンケート内容については、府と協議の上、作成すること。

(9) 認証者の把握

認証者の人数、更新時期、業種について常時把握できるようにすること。  
業種については、以下の分類で整理すること。

- ・ 太陽光発電設備販売・施工
- ・ 太陽熱利用設備販売・施工
- ・ 木質バイオマス設備販売・施工
- ・ 建築関係（住宅販売・設計等）
- ・ 個人

（上記に当てはまらない場合は、どのような業種か把握すること。）

(10) その他

事業の実施に当たっては、都度、府と協議の上、行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月18日までとする。

4 成果物

業務完了報告書2部及び電子データ（CD-ROM）1部

5 納品先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府府民環境部エネルギー政策課

6 留意事項等

- (1) 本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、発注者に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。